

(添付書類) 1. 森町不育症治療費助成事業に関する同意書 (様式第2号)

* 1の書類を提出することで、3から5の書類の書類の提出を省略することができます。

2. 不育症治療費助成事業受診等証明書等及び領収書

3. 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類

4. 住所地を証明する書類

5. 夫及び妻の所得額を証明する書類

◎ 申請の際に加入している保険者、記号番号等が確認できるものをお持ちください。

申請書の提出期限

申請書は、原則として治療日の属する年度内に提出しなければなりません。1月から3月までに受けた不育症治療については、治療終了日から起算して90日を経過した日まで提出が可能です。

複数回の治療をまとめて申請することはできますが、提出期限を過ぎた治療については、申請できませんので、御注意ください。